

卸団地プレミアム付商品券
使用済商品券の換金手続きについて

1. 換金窓口

協同組合 沼津卸商社センター（組合事務局）

2. 換金日時

令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）の受付時間内
受付時間：平日9：00～16：30

3. 換金方法

記入済の『換金請求書』及び『使用済商品券』をご提出ください。

使用済商品券は、台紙より切離し、裏面に事業者名または取扱店名を必ず記入（ゴム印可）してください。記入のないものは換金できません。

4. 換金代金

換金代金は原則、取扱店募集の際にご登録いただいた口座へのお振込とします。

毎月1日～末日までに換金請求のあったものを、翌月15日にお振込します。

※ 少額（20枚・10,000円まで）に限り、窓口での現金精算を受付けます。

5. 振込手数料

組合事務局の負担とし、取扱店の負担はありません。

ご注意

- ・換金請求の最終受付日は令和6年2月29日です。これを過ぎた場合は換金できません。
- ・取扱店による違反や不正行為が発覚した場合は換金できません。また、換金後であっても返金を求めます。
- ・従業員が購入した商品券は、営利目的で使用することはできません。これが発覚した場合、換金後であっても取扱店に返金を求めます。